

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会委員名簿  
及び設置要綱

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職
我部山 キヨ子	社団法人京都府看護協会会長
久 山 元	社団法人京都府医師会副会長
小長谷 敦子	公認会計士
佐野 豊	元京都府立医科大学長
内藤 和世	地方独立行政法人京都市立病院機構理事長
高木 博司	京都市保健福祉局保健衛生担当局長
豊田 久美子	京都市立看護短期大学長

## 京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市立看護短期大学（平成22年5月市会で廃止条例可決。以下「看護短大」という。）の教育資源の承継を図るため、学校法人の新設も含め、市内で4年制看護学科（大学）の設置を計画している者を対象に、看護短大の教育資源の承継者を公募することとし、公募に応じた者が提出する事業計画等の審査を行うため、京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織等)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から前条に係る審査の終了時までとする。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (招集及び議事)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局保健衛生推進室医務審査課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

### (経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。